

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の 令和3年度課税分固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、**一定の要件を満たす事業者の保有する事業用家屋及び償却資産**に係る固定資産税について、**令和3年度課税分**に限り、事業収入の減少幅に応じて課税標準を全額または2分の1軽減します。

☆対象となる資産と年度

- *対象資産：事業用家屋（工場・倉庫等）
償却資産
- *対象年度：令和3年度固定資産税

※事業用家屋とは、事業に供している建物で
所得税青色・白色申告書決算書の収支内訳書
「減価償却費」に計上されている建物をい
います。

☆軽減の要件と基準等

【要件】

- *令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比較した場合、30%以上減少していること。

【基準】

事業収入の減少率	軽減率
前年同期と比較して30%以上50%未満の減少	1 / 2 軽減
前年同期と比較して50%以上の減少	全額軽減

☆対象となる中小企業者・小規模事業者

- *資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- *資本又は出資を有しない法人で、従業員数が1,000人以下の場合
- *個人で従業員数が1,000人以下の場合

※ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

1. 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

☆申請方法

①福島町へ申告前に、**認定経営革新等支援機関等（※）**で軽減の条件を満たしているか必要書類を提示の上、確認を受けてください。

※認定経営革新等支援機関等とは、国の認定を受けた機関のほか、公認会計士や税理士、商工会、漁組等です。

【必要書類】

- *固定資産税の課税標準の特例措置に関する確認書
- *収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写し）
- *特例対象家屋の事業用割合を確認する書類（青色申告決算書等の写し）
- ※事業用家屋の固定資産税の軽減を受けようとする方のみ
- *法人の資本金を確認する書類（登記簿謄本等の写し）
- ※個人の場合は必要なし

②認定経営革新等支援機関等からの確認が得られたら、福島町へ次の書類を添付し、申告してください。

【必要書類】

- *固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書
- *令和3年度 償却資産申告書一式
- *認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式（写し可）

☆申告期間

***令和3年1月6日（水）～令和3年2月1日（月）まで**

※法令上は令和3年1月31日までですが、日曜日であるため、その翌日の令和3年2月1日が申告期限となります。

軽減の対象になるか、申請に必要な書類等の詳細については、
まずは下記の窓口までお問い合わせ下さい。

福島町役場 町民課 賦課係
直通電話 0139-47-4683